

令和7年5月21日

P T A 会 員 様

京都府立嵯峨野高等学校

P T A 会 長 瀧本 桂代

令和7年度 京都府立嵯峨野高等学校 P T A 総会

・教育後援会総会（書面審議）の結果について

本年度、総会資料を5月8日(木)～16日(金)までの期間、嵯峨野高校のホームページに掲載し、同期間にW e b にて回答いただきました。結果について報告させていただきます。

- 1 会員数（教職員を含む） 1004 世帯
- 2 有効回答数 614 票 （W e b の複数回答を除く）
- 3 結 果
 - (1) 表 決 15 票
 - 第1号議案 令和6年度 P T A 活動報告（案）
賛成：15 反対：0 保留：0
 - 第2号議案 令和6年度 P T A 会計決算書（案）
賛成：15 反対：0 保留：0
 - 第3号議案 令和7年度 P T A 会計監査委員の選任（案）
賛成：15 反対：0 保留：0
 - 第4号議案 令和7年度 P T A 活動方針（案）
賛成：15 反対：0 保留：0
 - 第5号議案 令和7年度 P T A 会計予算書（案）
賛成：15 反対：0 保留：0
 - 第6号議案 令和6年度教育後援会事業報告書（案）
賛成：15 反対：0 保留：0
 - 第7号議案 令和6年度教育後援会会計決算書（案）
賛成：15 反対：0 保留：0
 - 第8号議案 令和7年度教育後援会事業計画（案）
賛成：15 反対：0 保留：0
 - 第9号議案 令和7年度教育後援会会計予算書（案）
賛成：15 反対：0 保留：0
 - (2) 委 任 599 票

4 参 考（規約）

PTA規約 第14条 総会は年1回以上開くことを原則とし、成立は、会員数の5分の1以上（委任状を含む）とする。

第16条 議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。ただし、可否同数の場合は、議長がこれを決定する。

教育後援会規約（総会）

第8条 総会は、本会会則の改正、予算・決算の承認及びその他重要事項を審議決定する。

2 総会は、原則として年1回開催する。ただし、必要に応じて臨時に開くことができる。

3 総会の定足数は、会員数の5分の1（委任状を含む）とし、議決は、出席会員の過半数以上の賛成を要する。

以上のとおり、PTA規約第14条及び第16条、並びに、教育後援会規約第8条の規定を満たしており、総会は成立するとともに議案についても同意が得られたことをご報告させていただきます。

また、各種事業の実施にあたっては、学校との情報共有や調整を十分に行ったうえで、PTAや教育後援会の目的が達成できるように取り組んでまいります。

会員の皆様には、ご理解ご協力をよろしくお願いします。